

令和元年

議会運営委員会記録

令和元年11月26日

和光市議会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 令和元年11月26日（火曜日）
午前 9時30分 開会 午前10時09分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員 長	齊 藤 克 己 議員	副 委 員 長	熊 谷 二 郎 議員
委 員	安 保 友 博 議員	委 員	猪 原 陽 輔 議員
委 員	赤 松 祐 造 議員	議 長	吉 田 武 司 議員
副 議 長	待 鳥 美 光 議員	委 員 外 議 員	小 嶋 智 子 議員
委 員 外 議 員	松 永 靖 恵 議員	委 員 外 議 員	萩 原 圭 一 議員

◇欠席委員 なし

◇出席説明員

市 長	松 本 武 洋	副 市 長	大 島 秀 彦
企 画 部 長	橋 本 久	総 務 部 長	安 井 和 男
総務人権課長	亀 井 義 和	秘書広報課長	松 戸 克 彦

◇事務局職員

議会事務局長	本 間 修	議 事 課 長	末 永 典 子
議事課長補佐	細 野 千 恵	主 任	小 林 巖

◇本日の会議に付した案件

特定事件 1 次の議会の会期予定について
令和元年和光市議会12月定例会の会期日程等について

特定事件 9 その他議会運営に関することについて
議員研修会について
その他

午前 9時30分 開会

○齊藤克己委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には議長とオブザーバーとして、副議長と3名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

初めに、市長より挨拶を求められています。

松本市長。

○松本市長 おはようございます。

本日は、令和元年12月定例会の開会に先立ちまして、議会運営委員会を開催いただきまして、まことにありがとうございます。

今定例会につきましては、11月28日に開会すべく、21日に招集告示をさせていただいたところでございます。

提出する案件は、報告が1件、諮問が1件、人事案件が1件、財産の譲与が1件、専決処分の承認が1件、条例の制定及び一部改正が7件、指定管理者の指定が5件、市道路線の認定が1件、補正予算が5件の合計23件の審議をお願いするものでございます。

なお、前回の9月定例会にて、代表監査委員が報告しました平成31年4月分から令和元年6月分の例月出納検査の結果のうち、5月分及び6月分の前年度の収入率及び支出率について、数値に一部誤りがありましたため、訂正されたものが再提出となりましたので、よろしく願いいたします。

それでは、詳細につきましては、総務部長から順次御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○齊藤克己委員長 市長は公務のため退席されます。

休憩します。（午前 9時31分 休憩）

再開します。（午前 9時32分 再開）

本日の案件は、特定事件1 次の議会の会期予定についてとして、令和元年和光市議会12月定例会について、特定事件9 その他議会運営に関することについてとして、議員研修会についてです。

本日の資料は、お手元に配付してあります。

それでは、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、令和元年和光市議会12月定例会についてを議題とします。

提出議案は報告1件、諮問1件、議案21件です。

提出議案の説明を願います。

安井総務部長。

○安井総務部長 それでは、本議会に提出する議案について順次説明します。

初めに、報告第7号、専決処分の報告について説明します。

令和元年9月に発生した台風15号によって、街路樹が倒れ、民家に損傷を与えたため、その損害賠償額の決定について専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、報告するものであります。

次に、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明します。

人権擁護委員の柳下昇氏が令和2年3月31日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第64号、和光市教育委員会教育長の任命について説明します。

和光市教育委員会教育長の職が空席となっているため、新たに大久保昭男氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めらるものであります。

次に、議案第65号、財産の譲与について説明します。

吹上コミュニティセンター用地における賃貸借契約の満了にともない、契約書に記載の市が行う原状回復について、地権者と協議を行った結果、土地所有者による借地権の買い戻し額と、市が原状回復する費用を相殺し、その差額を補償金として支払うことで合意に至りました。

これにより、吹上コミュニティセンターの建物を取り壊さず、現状のまま地権者に当該財産を譲与することとなったため、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めらるものであります。

次に、議案第66号、専決処分の承認を求めらることについて説明します。

令和元年度埼玉県和光市一般会計補正予算（専決第2号）につきましては、台風第19号による被害復旧等に対応するとともに、今後発生する不測の事態に備えるため、予備費を増額するものであります。当該補正予算につきましては、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたので、その承認を求めらるものであります。

次に、議案第67号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を定めることについて、及び議案第68号、和光市会計年度任用職員の報酬等に関する条例を定めることについては、関連がありますので一括して説明します。

これらの条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、令和2年4月から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、当該職員の報酬等について定めるとともに、関係条例の整備を行うものであります。

また、職員の分限処分の手続きについても、あわせて見直しを行うものです。

次に、議案第69号、職員の給与に関する条例及び和光市消防団条例の一部を改正する条例を定めることについて説明します。

今回の改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法令の

整備に関する法律が、令和元年6月14日に公布されたことに伴い、成年被後見人等に係る欠格条項が削除されたことから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第70号、和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて説明します。

今回の改正は、地方税法施行令において、国民健康保険税の課税限度額を引き上げる改正が行われていることから、本市においても同様の改正を行うため、この案を提出するものであります。

次に、議案第71号、和光市森林環境譲与税基金条例を定めることについて説明します。

この条例は、パリ協定の枠組みのもとにおける、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されたことに伴い、森林整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、和光市森林環境譲与税基金を設置したいので、この案を提出するものであります。

次に、議案第72号、和光市総合福祉会館設置及び管理条例の一部を改正する条例を定めることについて説明します。

今回の改正は、和光市総合福祉会館の就労継続支援B型施設の規模を拡大するため、同会館の就労継続支援A型施設を廃止したいので、この案を提出するものであります。

次に、議案第73号、和光市生活介護施設（知的障害者）設置及び管理条例を定めることについて説明します。

この条例は、知的障害者の利用する和光市生活介護施設について、令和2年度から指定管理者制度を導入するため、公の施設として設置及び管理条例を制定したいので、この案を提出するものであります。

次に、議案第74号、和光市総合福祉会館の高齢者福祉センターの管理を行わせる指定管理者の指定について説明します。

和光市総合福祉会館の高齢者福祉センターについて、令和2年度から令和6年度までの管理を行わせる指定管理者として、社会福祉法人和光市社会福祉協議会を指定したいので、この案を提出するものであります。

次に、議案第75号、和光市総合福祉会館の生活介護施設の管理を行わせる指定管理者の指定について説明します。

和光市総合福祉会館の生活介護施設について、令和2年度から令和6年度までの管理を行わせる指定管理者として、社会福祉法人和光市社会福祉協議会を指定したいので、この案を提出するものであります。

次に、議案第76号、和光市総合福祉会館の就労継続支援B型施設の管理を行わせる指定管理者の指定について説明します。

和光市総合福祉会館の就労継続支援B型施設について、令和2年度から令和6年度までの管

理を行わせる指定管理者として、社会福祉法人和光市社会福祉協議会を指定したいので、この案を提出するものであります。

次に、議案第77号、和光市総合福祉会館の就労継続支援B型施設（精神障害者）の管理を行わせる指定管理者の指定について説明します。

和光市総合福祉会館の構成施設で、精神障害者の利用する就労継続支援B型施設について、令和2年度から令和6年度までの管理を行わせる指定管理者として、医療法人壽鶴会菅野病院を指定したいので、この案を提出するものであります。

次に、議案第78号、和光市生活介護施設（知的障害者）の管理を行わせる指定管理者の指定について説明します。

知的障害者の利用する和光市生活介護施設について、令和2年度から令和6年度までの管理を行わせる指定管理者として、社会福祉法人和光市社会福祉協議会を指定したいので、この案を提出するものであります。

次に、議案第79号、市道路線の認定について説明します。

都市計画法第29条の規定による開発行為により帰属された道路用地を、和光市道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定に基づき、この案を提出するものであります。

次に、議案第80号、令和元年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第4号）について説明します。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9億7,894万9千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ288億8,949万7千円とするものであります。

初めに、主な歳出について説明します。

款1 議会費では、政務活動費の不請求による不用額を減額しております。

款2 総務費では、マイナンバーカード普及促進に係る経費を増額するほか、吹上コミュニティセンターの土地賃貸借契約の合意解除に係る補償金を追加計上するなどしております。

款3 民生費では、在宅障害者支援に係る介護給付費・訓練等給付費や生活保護における医療扶助などを増額するほか、公設民営保育園運営委託料を減額するなどしております。

款8 土木費では、白子三丁目中央土地区画整理組合に対する補助金を増額するほか、駅北口地区高度利用化推進事業における用地取得費を追加計上するなどしております。

款10 教育費では、第三小学校及び下新倉小学校用地取得費や大和中学校及び第二中学校の屋上防水改修工事費を追加計上するなどしております。

款11 公債費では、償還額の変更に伴い、元金償還額を増額し、利子償還額を減額しております。

款12 諸支出金では、森林環境譲与税基金への積立金を追加計上しております。

また、これらに加え、職員人件費において職員異動に伴う予算の組み替えなどをしておりません。

次に、主な歳入について説明します。

款2 地方譲与税では、森林環境譲与税が創設されたことから追加計上しております。

款10 国有提供施設等所在市町村助成交付金等では、交付額の確定に伴い、施設等所在市町村調整交付金を増額するほか、国有提供施設等所在市町村助成交付金を追加計上しております。

款16 国庫支出金及び款17 県支出金では、障害者自立支援給付費負担金、障害児入所給付費及び入所医療費等負担金、生活保護費負担金を増額するほか、埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金を減額するなどしております。

款18 財産収入では、森林環境譲与税基金運用利子を追加計上するほか、用途廃止された水路敷の土地売払収入を増額しています。

款20 繰入金では、歳入歳出調整後の歳入の不足額として、財政調整基金繰入金を増額するほか、駅北口地区高度利用化推進事業における用地取得費の財源として、公共用地取得事業基金繰入金を追加計上しております。

款22 諸収入では、一般財団法人 和光市学校給食協会からの返還金や中央第二谷中土地区画整理組合貸付金に係る元金収入を増額しています。

款23 市債では、白子三丁目中央土地区画整理組合活動支援事業債を増額するほか、小学校用地取得事業債を追加計上しております。

また、今年度中に事業の終了が見込めない事業として、アーバンアクア公園設計業務委託を繰越明許費とするほか、債務負担行為の補正では、吹上コミュニティセンター土地賃貸借契約の合意解除に係る補償など、計4件を追加しています。

次に、議案第81号、令和元年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明します。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ298万1千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ66億1,058万3千円とするものであります。

初めに、歳出について説明します。

款1 総務費では、オンライン資格確認及び外国人被保険者資格管理への対応として、当市既存システムの改修を行うため新たな業務委託料を計上しています。

次に、歳入について、説明します。

款4 国庫支出金では、歳出で計上したシステム改修に伴う業務委託料の財源として、新たな補助金を計上しております。

次に、議案第82号、令和元年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明します。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ358万2千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ7億3,994万3千円とするものであります。

初めに、歳入については、保険基盤安定負担金の額が確定したことに伴い、保険基盤安定繰入金を減額しております。

次に、歳出については、歳入に連動して、後期高齢者医療保険料負担金のうち保険基盤安定負担金を減額しております。

次に、議案第83号、令和元年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明します。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ319万8千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ37億1,808万8千円とするものであります。

初めに、主な歳出について説明します。

款1 総務費では、南第2地域包括支援センターの新設について、南地域包括支援センターの拡充としたため、減額しております。

款2 保険給付費では、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスなどの利用件数の増減に伴い、総合すると増額しております。

次に、主な歳入について、説明します。

款2 国庫支出金では、保険給付費の増額に伴い、国庫補助金の対象となるため介護給付費負担金、調整交付金を増額しております。

款3 支払基金交付金、款4 県支出金、款6 繰入金についても、歳出予算に連動する形で、財源調整しております。

次に、議案第84号、令和元年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について説明します。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ698万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ10億2,896万7千円とするものであります。

初めに、歳出について説明します。

款1 区画整理総務費では、職員の育児休暇取得等に伴い、職員人件費を減額しております。

次に、歳入について説明します。

款2 繰入金では、歳出の減額に合わせて、一般会計繰入金を減額しております。

なお、今年度中に事業終了が見込めない事業として、建物移転等補償事業1億円を繰越明許費とするものであります。

○齊藤克己委員長 提出議案の説明は終了しました。

休憩します。（午前 9時53分 休憩）

再開します。（午前 9時54分 再開）

まず、議案の先議についてです。

初めに、報告第7号は議決の対象とならない報告事件ですので質疑までとなり、討論、採決

はありません。

この質疑は通告をとらず開会日に行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

次に、諮問第1号と議案第64号は、人事案件ですので委員会付託を省略し、質疑は通告をとらず、討論を省略し、開会日に起立採決したいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、議案第66号は、委員会付託を省略して、質疑、討論は通告をとらず、開会日に採決したいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

次に、議案の委員会付託について、熊谷副委員長、付託表の朗読をお願いします。

〔副委員長 付託表朗読―添付資料参照―〕

このように付託したいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

次に、請願についてです。

今回は提出期日までに受理した請願はなかったことをご報告いたします。

次に陳情についてです。

議会事務局に持参し提出されたものについて、陳情1件を受理しています。

受理した陳情は本会議で審議しないものに該当しないことから、本会議で審議することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのように、いたします。

また、郵送で提出された陳情はありませんでしたので報告します。

では、熊谷副委員長、付託表の朗読をお願いします。

〔副委員長 付託表朗読―添付資料参照―〕

このように付託したいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないので、そのようにいたします。

今回、受理した陳情の審査は、ただ今のとおり決定しました。

次に、一般質問についてです。

通告者は、16人です。質問時間は、申し合わせにより再質問を含めて1人40分以内としたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に会期について、会期は19日間とし、常任委員会を2日とし、初日に総務環境常任委員会、2日目に文教厚生常任委員会としたいと思います。

また、一般質問は、4日間とし、いずれも1日4人としたいと思います。

なお、11月29日金曜日、12月2日月曜日、及び3日火曜日を調査休会、12月13日金曜日を休会としたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に、議案に対する総括質疑について、発言通告書の提出期限は、12月2日月曜日の正午までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのように、いたします。

次に、朝霞地区一部事務組合議会議員の選挙について、議長から発言があります。

吉田議長。

○吉田武司議長 朝霞地区一部事務組合から、現組合議会議員の任期が令和元年12月21日をもって満了となることに伴う選挙を行いますので、ご了承願います。

和光市議会としては、委員会条例に基づき委員会の委員の任期が2年とされていることから、議会外構成の各種委員等についても、委員会の任期に合わせて改選しているところであります。

つきましては、現組合議員の猪原陽輔議員、金井伸夫議員、鳥飼雅司議員、齊藤誠議員を引き続きお願いすることとし、指名推選することとしたいので、ご了承いただきたいと思います。

○齊藤克己委員長 ただいま議長から発言がありました件について、御了承いただいでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

なお、この朝霞地区一部事務組合議会議員選挙は、開会日の議案の提案説明の後に行いたいと思います。

次に、意見書案についてです。

日本共産党から1件、緑風会から2件の意見書案が提出されています。

この意見書案の調整のため、12月4日水曜日、総括質疑の本会議終了後に議会運営委員会を開きたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

また、調整が整った場合は12月11日水曜日一般質問3日目の本会議終了後に議会運営委員会を開催し、意見書案の確認を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

休憩します。（午前10時04分 休憩）

再開します。（午前10時05分 再開）

次に、今期定例会のポスターについては、掲示いたしましたとおりといたします。

こちらでよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

以上で、特定事件1、次の議会の会期予定については終了いたします。

次に、特定事件9、その他議会運営に関することについてとして、議員研修会についてです。

これまで調整してきた議員研修会の開催日につきまして、決定しましたのでご報告いたします。

開催日、令和2年1月17日金曜日、午後2時から3時30分まで。講師は野村裕弁護士。テーマとしては、自治体職員のコンプライアンスについてです。講師との詳細な調整が整いましたら正式に通知いたします。

1月17日2時から3時半ということですのでよろしくお願いいたします。

以上で、議員研修会については終了します。

なお、11月21日木曜日に開催した、和光市市庁舎にぎわいプラン基本計画策定に関する意見交換会について、御出席おつかれさまでした。

今後とも市議会として、引き続き議会改革に取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上で、本日の案件は全て終了しました。今後の日程を確認いたします。

12月4日水曜日、本会議終了後、意見書案の調整、議会報告会の総括について、12月11日水曜日、本会議終了後、調整が整った場合、意見書案の確認、12月16日月曜日、本会議終了後、議会だより編集事前打合せ、令和2年1月9日木曜日、午前9時30分から議会だより編集事前打合せ、令和2年1月15日水曜日、午後1時30分から広報議運となります。

日程はこちらにも掲示してありますので、後でご確認をいただきたいと思います。日程調整の程、よろしくお願いいたします。

議長からその他の日程について報告があります。

吉田議長。

○吉田武司議長 はじめに、先日、戸部教育長が逝去されたことを受け、今定例会の開会日に、議会を代表して私が哀悼の意を表明したいと考えていますので、ご承知おきください。

○齊藤克己委員長 休憩します。（午前10時07分 休憩）

再開します。（午前10時08分 再開）

吉田議長。

○吉田武司議長 次に、11月28日木曜日、本会議終了後、会派代表者会議を開催します。内容は、令和2年度議会費予算の説明です。

また、12月26日木曜日、午前9時30分から全員協議会を開催します。内容は、第五次総合振興計画についてです。

各会派の議員への連絡、及びご出席等、よろしくお願いたします。

○齊藤克己委員長 以上で本日の案件は、全て終了しました。

その他ございますか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、本日の記録及び公開資料等については、委員長に一任願います。

以上で、議会運営委員会を閉会いたします。

午前10時09分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 齊 藤 克 己